

広報 あさひ

ASAHI

2022
6
June
no.687



総人口：11,088人 (+21)
男：5,521人 (+6)
女：5,567人 (+15)
世帯数：4,287世帯 (+14)
(令和4年4月末現在)



田植え体験

町長だより

皆さま こんにちは。

ゴールデンウィークも終わり早くも6月に入りましたが皆さまお元気にお過ごしでしょうか。

今月は3日から本年第2回定例議会が開催されます。今議会では、人事案件、条例改正案件、前年度予算の繰越処理案件、今年度予算の補正案件等の審議が予定されております。

また、2019年6月に町長として初登庁させていただいてから3年間にわたり「公約」として掲げた以下の諸テーマの実現と新型コロナウイルス感染症対策等の緊急事態対応や各種課題の改善、解決に取り組んで参りました。

- * 親子方式による「中学校給食」の提供
- * 町内への企業誘致
- * 安心・安全な町の実現に向けた「交番」の建設誘致
- * 高齢者の皆さま向けの「タクシー利用助成事業」の実施



* 町民との直接対話の場となる「タウンミーティング」開催

現時点では、東海道の「まちなみ整備」と「歩行者にやさしい道づくり」の推進、新庁舎建設計画の検討、第6次朝日町総合計画（前期基本計画）の推進等、取り組み中のテーマもございますが、概ね順調に推進させていただいております。

これらもひとえに、町民の皆さまと議会のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

ただ、就任翌年早々に始まり「新型コロナウイルス感染症」は未だ解決状態に至らずに世界中を苦しめております。

当町におきましても、「サマーフェスタ」等の大型行事、学校の「運動会」、「修学旅行」等の重要行事の中止や縮小を余儀なくされました。さらに、飲食業を筆頭にあらゆる業種にマイナス影響が発生して、当町内での経済活動にも大きな影響が出ております。

しかし、皆さまの徹底した感染防止対策への取り組みが功を奏して、町内ではお亡くなりになった方はおられません。また、重症者の発生も少ない状況が保たれており、町長と致しまして皆さまのご協力に感謝しております。

最後になりますが、今後も「ウィズコロナ生活」が続くこととなりますが、これからは「梅雨」そして「暑い夏」を迎えることとなりますのでくれぐれも健康にご留意いただきますようお願い申し上げます。

令和4年6月

朝日町長 矢野純男

今月の表紙

田植え体験

5月17日（火）、朝日小学校5年生の児童が、学校近くにある田んぼで田植えを体験しました。

田んぼに一列に並び、田植えひもに沿って、「キヌヒカリ」の苗を植えました。匠ファーマーズ三重朝日の皆さんやJA職員の指導のもと、最初は泥に苦戦していましたが、作業していくうちに笑顔を見せながら楽しそうに田植えをしていました。

秋には収穫し、学校給食で提供される予定です。



子育て支援だより

「子育てワンポイントアドバイス」

第198回 『発達障害：自閉スペクトラム症』

作業療法士 塩津 裕康

作業療法士の塩津です。今回は、発達障害の中でも「自閉スペクトラム症」について記事を書きます。

1. 障害を説明する目的

今回から発達障害について記事を書いていこうと思います。私はこれらの記事で、特別な存在としたい訳ではありません。多様性が包摂される地域や社会にしていく一端として、まずはその多様性を理解するための知識を共有していきたいと思います。

2. スペクトラムって何？

まず、スペクトラムという言葉について気になりませんか？スペクトラムとは「連続体」という意味です。つまり、何か基準点があって「障がい・正常」と二分する考えではありません。全ての人が持っている特性であり、その濃淡の違いに過ぎないということを理解してください。

3. 自閉スペクトラム症って何？

発達障害という言葉をよく耳にしますが、これはいくつかの診断の総称です(図)。また、それぞれのタイプが重なり合っていることも多いです。発達障害の中に「自閉スペクトラム症(以下ASD)」という障がいがあります。「社会的コミュニケーションの困難」と「こだわり」の両方の特性が強いことにより日常生活に支障をきたす場合、ASDの診断を受けることがあります。

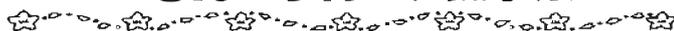
これらの特性の背景には「サプライズが苦手」ということです。先が予測できない他者や出来事、環境からくるサプライズが非常に鋭敏に感じてしまうわけです。そのために、コミュニケーションがうまくいかなかったり、サプライズを減らすために同じ行動を繰り返す(こだわり)わけです。日常が常にお化け屋敷であれば皆さんも同様の行動を取るでしょう。

そのため、ASDの特性を持つ子どもが安心して日常を過ごせるためには「サプライズを減らす」ことが大人のできる配慮になるわけです。例えば、今から何をやるのか事前に理解できるようにする、その場所が何をやる場所なのか明確にする、その活動はどのような手順で行えばいいのか分かりやすくする、などです。そのほか工夫は無限にありますので実状に合わせて考えていければと思います。



※塩津作業療法士は、あさひ園で個別療育相談を行っています。
今年度から、朝日小学校で巡回相談を行っています。

6月の子育て支援事業



日程	時間	事業名	内容	対象	場所	予約	担当
6/14(火)・17(金)・ 21(月)・24(金)・ 28(月)・30(水)・ 7/5(火)・8(金)・12(月)	10:00-12:00	あそび場	スキンシップ・ ストレッチなどの 遊び	発達 が ゆっく りの 子 ど も と 保 護 者	ほっとくらぶ	不要	ほっとくらぶ (377-3522)
6/15(水)・7/1(金)		ほっとする 親の会	茶話会				

*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。
*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

こころの健康づくりだより ～こころの健康づくり対策協議会より～

～「五月病」とのつきあい方～

ゴールデンウィーク（春の大型連休）を過ぎた頃に注意が必要なのが、「五月病」です。入学・進学・就職や人事異動など環境変化のあった方が、新しい環境への適応がうまくいかず、なんとなく体調が悪い、やる気が出ないなど心身に不調があらわれる状況を言われています。五月病は正式な病名ではありません。医学的には「適応障害」「抑うつ状態」などの病気と関係があるとされることが多いです。

●ストレス対処法を多くもっておこう

五月病への対応策としては、ストレスをためないことが大切です。上手に気分転換できるように、日頃からご自分に合ったストレス対処法を多く身につけておきましょう。

新しい人たちと交流する 友人や知人と話をすることで、不安やイライラした気持ちが整理されて、自ずと解決策がみえたり、アドバイスがもらえたりします。

笑う 笑いによって、自律神経のバランスを整えたり、免疫力を正常化させたりする効果もあります。日常生活に笑いをとりいれましょう。

趣味を持つ 自分の好きなことができる時間を大切にしましょう。仕事や家事から解放されているという実感が、仕事・家事への意欲も高めます。趣味を介した、仕事や家事とは関係のない人々との交流は、新たな人間関係を生み、生活の幅を広げます。

●自分の「考え方のクセ」に気づき、自分にやさしくなろう

疲れを感じる背景として、自分で自分を追い込んでしまっている面もあるかもしれません。

【物事を「白か黒か」「成功か失敗か」の両極端に考えてしまうタイプ】の方は、「できなかったこと」ではなく、「できていること」に目を向けてみましょう。【否定的なことがあると「いつもこうだ」と一般化してしまうタイプ】の方は、「本当に毎回そうだろうか」と自分に問い直してみましょう。そうでないときを発見できれば、少し、気持ちが落ち着きます。【自分の基準でしか行動できず、うまくいかないと罪の意識を持ったり、相手に腹を立ててしまう「すべき」思考】の方は、否定的に断定せず「〇〇であればよい」程度の言い方に変えてみましょう。

新しい環境に適応するためには、たくさんのエネルギーを必要とします。ここでご紹介した対処法をやってみる元気もないという方もいるかもしれませんが、それは、心と身体がもう十分頑張ったから休みたいというメッセージ。まずはゆっくり休んでエネルギーをチャージしてあげましょう。長くいきいきと輝き続けるために、自分と上手につき合う方法をたくさん見つけていきたいですね。

（出典：厚生労働省HP「こころの耳」）

【精神保健福祉相談のご案内】

身近なところで、精神科専門医師の面接相談が無料で受けられます。（予約制）

※12月以降の日程につきましては、12月号広報にてご案内いたします。

下記の予約先にお電話でお申込みください。なお、申込み多数の場合は定員になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。

予約先：桑名保健所 地域保健課
TEL 0594-24-3620

日 程	時 間	場 所	予約締切日
6月15日（水）	13時30分～15時30分	三重県桑名庁舎（桑名保健所）	6月8日（水） 15時
7月27日（水）	13時30分～15時30分	三重県桑名庁舎（桑名保健所）	7月20日（水） 15時
8月25日（木）	13時30分～15時30分	いなべ市役所 保健センター棟	8月18日（木） 15時
9月21日（水）	13時30分～15時30分	三重県桑名庁舎（桑名保健所）	9月14日（水） 15時
10月26日（水）	13時30分～15時30分	木曽岬町 福祉教育センター	10月19日（水） 15時
11月24日（木）	13時30分～15時30分	三重県桑名庁舎（桑名保健所）	11月17日（木） 15時

有料広告掲載欄

※自由診療です

- 大人の矯正 約50万円程度
- 子供の矯正 約5万円程度からご提案（床矯正 片顎10万円程度）

診療日	月	火	水	木	金	土	日
9:30～14:00	○	○	×	○	○	○	×
15:30～19:00	○	○	×	○	13:00～17:30	○	15:00～18:30

＜休診日＞
水曜・日曜・祝日

2段階麻酔

- ◆麻酔の“チクリ”を抑える「表面麻酔」
まず注射を打つ前に表面麻酔をします。表面麻酔は歯肉の表面に塗布し、知覚を麻痺させるもので、針を刺したときのチクリとした痛みを和らげる効果があります。
- ◆注射液注入の不快を抑える「電動麻酔」
注射麻酔の際の痛み・不快感は麻酔液の圧力によるものです。当院ではコンピューター制御により注射液を注入できる電動麻酔器を使用。注入速度がともなわゆる患者さまの痛みや不快感を和らげます。

歯科衛生士募集!

正社員・パート同時募集!

日曜日も休診となりさらに働きやすくなりました。

院長 原田 聡

桑はらだ歯科クリニック

桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日

0594-27-5454

6月4日～10日は「歯と口の健康習慣」です ～ いただきます 人生100年 歯と共に ～

こどもの10人中4人が虫歯、大人の10人中8人が歯周病だと言われています。どちらも細菌が原因の病気で、「よく噛まない、早食い」「疲労やストレスがたまる」「痛みがないと歯医者に行かない」「タバコを吸う」など日頃の生活習慣と深い関係があります。

虫歯と歯周病がどのように進行するかという・・・

～虫歯～

口の中の細菌が食べカスの糖分を食べることで、歯こう（プラーク）という物質を作ります。この歯こうの中の細菌が、酸を使って歯を溶かすことで虫歯ができ、「歯が痛む」「しみる」という症状が出てきます。



～歯周病～

歯と歯ぐきの上に歯こうがたまることで、炎症（歯ぐきが腫れる、血が出るなど）が起きます。これをそのままにしておくと、歯を支えている骨が溶け、歯が抜けます。

歯周病は、歯を失う原因の第1位です。さらに、全身にも悪影響を及ぼします。

歯周病になると、歯周病菌が血管の中に入り込み、その毒素が血流にのって全身を回り、動脈硬化、認知症、脳卒中、糖尿病などの病気につながる可能性があります。特に、糖尿病と歯周病は互いに悪影響を及ぼすことがわかっています。

残念ながら、虫歯や歯周病で削れたり、抜けたりした歯は二度と戻りません。

●虫歯と歯周病を防ぐためのポイント！生活を見直してみよう。

＜こども＞	＜おとな＞
①お菓子やジュースなど甘いものをあまり食べない	①タバコを吸わない
②よく噛んで、ゆっくり食べる	②間食をしない
③1日2回以上歯磨きする	③デンタルフロス、歯間ブラシを使う
④定期的に歯医者に通う	④定期的に歯医者に通う

朝日町では、妊婦さんを対象に妊婦歯科検診、2歳児を対象に2歳児歯科健診、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象にさわやか歯科検診を実施しています。



6月23日から29日は男女共同参画週間です

「あなたらしい」を築く、「あたららしい」社会へ

毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、みなさん一人ひとりの取組が必要です。「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、誰もが生きがいを感じられる男女共同参画社会づくりについて考えてみませんか。

朝日町では令和4年3月に「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」を策定しました。朝日町ホームページからご覧いただけます。

問い合わせ先 広報・町史編さん課 TEL 377-5195



後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が変わります。



被保険者証について

令和4年度は、窓口負担割合の見直し（2割負担）が10月1日から実施されることから被保険者証は次のとおり2回に分けて、簡易書留で送付します。

- 1回目の交付時期は7月中で、有効期限が令和4年9月30日の被保険者証（紫色）
- 2回目の交付時期は9月中で、有効期限が令和5年7月31日の被保険者証（若草色）

なお、現在お持ちの被保険者証（ピンク色）は8月1日以降ご使用になれません。

有効期限の切れた被保険者証は朝日町役場へ返却してください。

（ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分ご注意ください）

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口に掲示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

認定証の交付を受ける場合は、朝日町役場で申請してください。

なお、現在交付されている人で今年度も同一証の対象者へは自動更新により7月末に送付します。

令和4・5年度保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から送付します。

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

○令和4・5年度の保険料率は、据え置きとなりました。

（賦課限度額は、法律施行令が一部改正されたことから66万円となりました。）

被保険者
均等割額
44,589円

+

所得割額

（被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等）
×8.99%

=

年間保険料額
（賦課限度額66万円）

※総所得金額等とは前年の各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。

- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する人への軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	7割	13,376円
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	5割	22,294円
43万円+52万円×被保険者数+10万円×（年金・給与所得者数-1）以下	2割	35,671円

- 軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います。（年度途中で資格取得された人は資格取得日）
- 65歳以上の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。
- 事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方（7割軽減）が優先されます。

*被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、朝日町役場にお知らせください。

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。
特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の人は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、保険証を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。（負担割合は保険証に記載されています。）

令和4年9月30日までは、自己負担割合は1割または3割ですが、令和4年10月1日からは、従来の1割負担のうち、一定以上の所得のある方は2割となります。

【令和4年9月30日まで】

一般及び低所得者 1割

現役並み所得者 3割

【令和4年10月1日から】

一般及び低所得者 1割

一定以上の所得のある方 2割

現役並み所得者 3割

○自己負担割合の判定フロー

別紙のとおり

基準収入額適用について

住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、1割*1に変更となります。

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）……………383万円未満

ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額合計が520万円未満

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

※1 令和4年10月1日以降は1割又は2割に変更となります。

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

- 目的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。
- 対象者 令和4年8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人
- 送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送
8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送
- 受診期間 7月1日から11月30日まで
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



75歳からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

8月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。
- 対象者 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和4年3月31日現在、75歳、77歳及び80歳の方
- 送付スケジュール 8月下旬発送
- 受診期間 9月1日から12月20日まで
- 受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

実際にかかった医療費の総額をご確認いただくことで、皆さまの医療と健康に対する意識を高め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に送付しています。また、支払った医療費の額を記載しますので、確定申告の医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することができます。

医療費通知を不要とされる人は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限りです。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りです。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。



柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

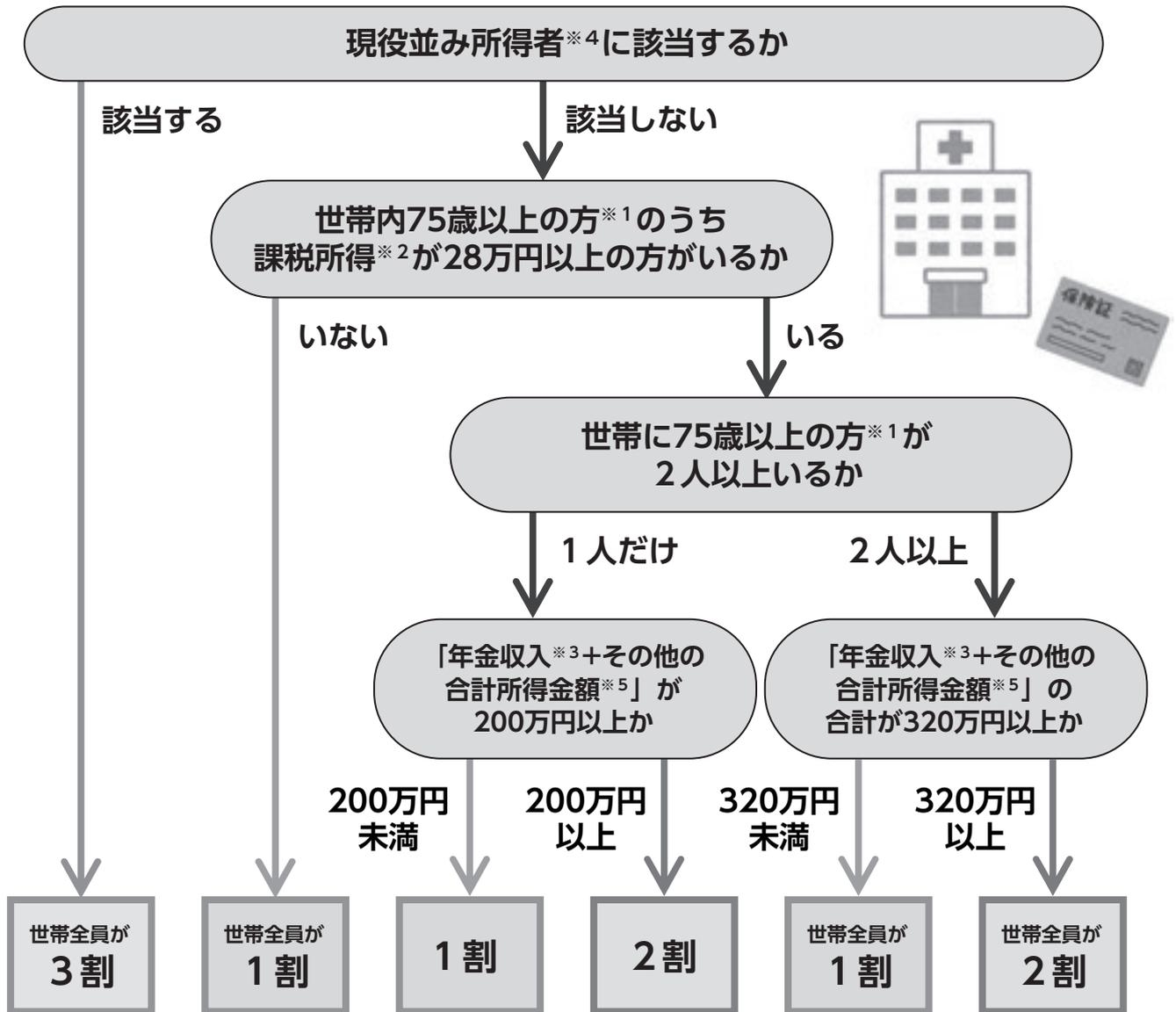
健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに、9月頃に被保険者証を送ります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方 (65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額 (前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除 (基礎控除や社会保険料控除等) 等を差し引いた後の金額) です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

問い合わせ先

- ・三重県後期高齢者医療広域連合事業課 資格保険料グループ TEL 059-221-6883
- ・保険福祉課 TEL 377-5659 給付健康グループ TEL 059-221-6884

【令和4年度分】

新型コロナウイルス感染症にかかる 国民健康保険料等の減免及び猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等の理由で国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難となった方は、申請により保険料の減額・免除及び猶予が受けられる場合があります。詳細については保険福祉課（377-5659）にお問い合わせください。

（受付時間：平日 8時30分～17時15分）

【減免】

<減免の対象となる保険料>

令和4年度の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

※令和3年度分の保険料については、令和4年3月31日で受付終了しております。ただし、令和3年度相当分の保険料額であって、令和4年4月以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものについては減免対象となります。

<減免の対象者>

	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料	介護保険料
①	新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の方	
②	新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、下記の事項すべてに該当する者	
	ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること	ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
	イ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること	イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
	ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	

【猶予】

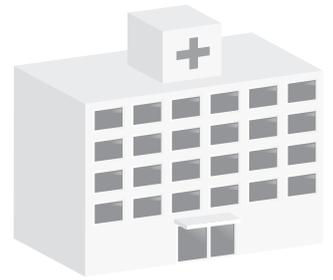
科 目	納付猶予を可とする要件	猶予期間
国民健康保険料	①納付義務者が事業又は業務を廃止し、又は休止した場合 ②納付義務者が事業又は業務について甚大な損害を受けた場合 ③上記に類する理由がある場合	6カ月以内
後期高齢者医療保険料	①被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したことにより、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、一時納付が困難な場合 ②被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、事業又は業務を休廃止した場合、事業における著しい損失を受けた場合、失業等により一時に納付が困難な場合 ③広域連合長が特に必要があると認めた場合	6カ月以内
介護保険料	①第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した場合、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合 ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合	6カ月以内

令和4年度

国民健康保険料率の改定について

国民健康保険の財政運営は、三重県が策定した「三重県国民健康保険運営方針」で、財政赤字を計画的・段階的に縮減・解消を図ることが県内統一的な方針として示されています。

町の出組として、財源を見直すことで、急激な保険料の増加を免れるよう、計画的・段階的に保険料率の見直しをすすめていくことが最重要課題であり、令和4年度の保険料率を以下のとおり改訂することにいたしましたので、ご理解をお願いします。



●令和4年度の新しい保険料率

		医療分 国保に加入する すべての方		後期高齢者支援金分 国保に加入する すべての方		介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳未満の方	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	3.45%	3.50%	2.05%	2.05%	1.63%	1.63%
資産割額	固定資産税に 対して	16.25%	16.33%	9.56%	9.56%	11.90%	11.90%
均等割額	加入者1人 当たり	22,300円	24,000円	13,200円	13,200円	13,800円	13,800円
平等割額	1世帯あたり	17,000円	19,000円	10,100円	10,100円	7,300円	7,300円
賦課限度額		63万円	65万円	19万円	20万円	17万円	17万円

※国保加入者（被保険者）の年齢等に応じて、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれで計算した額を合算し、国保加入者がいる世帯の世帯主（納付義務者）に賦課されます。

均等割額・平等割額の軽減措置

世帯の総所得金額が、一定の基準以下の場合「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。今年度の軽減の基準については、納付通知書同封の文書「令和4年度 朝日町国民健康保険料のお知らせ」をご覧ください。

未就学児の均等割額の軽減措置

子育て世代の経済的負担軽減の観点より、令和4年度から未就学児の均等割額について2分の1が軽減されます。（上記の均等割額軽減措置が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額からさらに2分の1が軽減されます。）

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659



住み慣れた地域で「ゆ」「た」「か」な生活を♪

見学・詳細は
お気軽に
お問い合わせ
下さい

入居者募集中

※在宅での生活が難しい方や
入院中の方もご相談下さい
※介護や認知症について
のご相談も受付けております

入居要件 要介護1
以上の方

医療法人 福島会

「ゆ」「た」「か」のしく「か」そくのように豊かな生活がテーマです

グループホームあさひ

ふくじまだより 検索 日々の様子をブログにて公開中!

三重郡朝日町小向2064-1

☎376-3300

有料広告掲載欄

空き地の管理を徹底しましょう

空き地は、その所有者又は管理者が管理しなければなりません。

しかし、きちんと管理されていない空き地は、近隣住民の方々への迷惑となります。

◆空き地の管理は草刈りが基本です

あなたの空き地の雑草は伸びていませんか？雑草が生い茂ると、土地の維持管理に支障が出てくるばかりか、周辺の方に大変な迷惑がかかる場合があります。

空き地に雑草が生い茂ると…

●ごみの不法投棄の温床になります

雑草が生い茂っている場所は、不法投棄が多発する傾向にあります。

●交通事故や犯罪の発生誘因になります

交差点など角地では見通しが悪くなり、交通事故につながります。また、見通しが悪い場所は非行や犯罪を誘発する原因になります。

●害虫や悪臭が発生します

蚊やムカデなどの害虫や、枯草などの腐敗による悪臭が発生します。

●火災の危険性が高まります

特に秋から冬の乾燥する時期には、生い茂った枯草

が燃えやすくなり、火災の危険性が高まります。

●景観を損ねます

◆空き地所有者の皆さんへ

雑草は5月に入ると成長が始まり、梅雨の時期にその勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。雑草が生えている空き地の所有者の方は、雑草が生い茂るまでに除草していただくようお願いします。刈り取った草につきましても、そのままにされますと風などの影響で草が飛散し、近隣住民へ迷惑がかかることにもなり兼ねませんので、その撤去も併せてお願いします。

●環境クリーンセンターでは、刈り取った草・剪定枝を無料で受け入れています。

(平日9時～12時、13時～16時)

●ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに除草を依頼してください。



除草前



除草後

問い合わせ先 町民環境課 TEL 377-5653

適正な空家の管理をお願いします

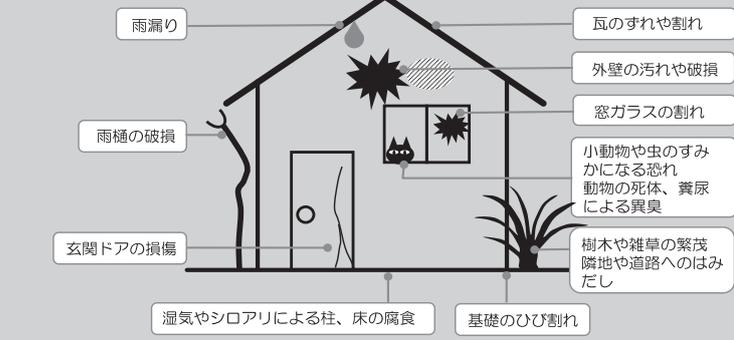
空家を適切に管理せずに放置すると、建物の劣化が進み、防災面や防犯面、衛生面の問題が発生する恐れがあります。

建物の価値を保つために、日ごろから定期的に状態を点検し、不良箇所を発見した場合は近隣の工務店などに依頼しましょう。

問い合わせ先

産業建設課 TEL 377-5658

リスク① 建物が劣化します



リスク② 防災面・防犯面のリスクが高まります

- ・強風等による屋根や外壁材等の落下・飛散のおそれ
- ・老朽化による倒壊のおそれ
- ・放火等による火災のおそれ
- ・不審者の侵入や空き巣のおそれ
- ・ゴミの放置や投棄のおそれ



リスク③ 周辺にも影響が及びます

- ・地域の防災性、防犯性の低下
- ・景観への悪影響
- ・空家の増加の誘発
- ・地域の資産価値の低下

生ごみの水切りにご協力をお願いします!!

水切りの効果

1. 家庭から出る生ごみの約60～70%は水分です。生ごみの水切りをすることで重量の約20～30%減量できるといわれています。簡単で効果的なごみの減量方法です。
2. 生ごみが腐敗しにくくなるので悪臭を軽減できます。
3. ごみ袋が軽くなり、ごみステーションまで持って行くのが楽になります。
4. ごみ袋から汚水が漏れてくることの抑制になります。

5. ごみステーションが、カラスや猫などの動物に荒らされる可能性が低くなります。
6. ごみが軽くなり、ごみの収集車両の燃料コスト削減、さらには処理場での処理コストの削減にもなります。

など、たくさんのメリットがあります。

問い合わせ先

町民環境課 TEL 377-5653



上下水道課よりお知らせ!!

§ 水道管の漏水について

◎はじめに

個人所有地（敷地内）で漏水があると、朝日町水道事業給水条例第39条により、上下水道使用料の減免を申請することができます。（漏水箇所や使用実績等により、必ずしも減免ができるとは限りませんのでご了承ください。）

◎敷地内で漏水の有無を確認する方法

敷地内全ての水道の蛇口を閉めた後、水道メーターボックス内にある水道メーター（パイロット）で確認していただけます。

右記写真矢印箇所のものがパイロットになります。敷地内の蛇口を閉めても、パイロットが回っていれば漏水です。漏水の修繕は、必ず朝日町の指定給水装置工事業業者へ依頼してください。



§ 下水道に接続しましょう！

下水道は、身近な川や水路の汚れを防止するなど、生活環境の向上に大きな役割を果たしている施設です。各ご家庭や事務所から排出される汚水は下水道管を通り、処理施設できれいな水に処理され川や海に流れます。下水道が整備された地域では、すみやかに下水道へ接続することが下水道法により定められています。まだ下水道に接続がお済みでない方は、お早めに下水道へ接続し、より良い自然環境をつくっていきましょう。下水道を接続するには、宅内排水設備を下水道へ切替える工事が必要です（工事費用は施主負担）。工事をする場合は、「朝日町下水道排水設備指定工事店」が行うよう条例で定められています。必ず町指定の工事店に依頼をお願いします。町指定の工事店については、ホームページに一覧を掲載しております。

◎下水道へ接続されている方へのお願い

下水道は、正しく使わないと宅内排水管や下水道管などで詰まり、悪臭が発生したり、汚水が逆流し、あふれ出す場合があります。

以下のことに注意し、正しい使用をお願いします。

また、下水道の破損やポンプのつまりの修繕費用は、原因者に負担いただく場合があります。

下水道に流してはいけないもの

水に溶けない紙類（ウェットティッシュ等）
布類（雑巾、タオル等）
残飯・固形物（野菜くず、固形せっけん等）
油類（食品油、灯油等）
有害・有毒な薬品（アルコール類等）

§ 排水設備付近の植栽に注意！

公共汚水ます以外の敷地内にある排水設備（排水ますや排水管）は個人の財産であり、維持管理についても個人により行ってもらうものです。

庭木の根は水分や栄養を求めて、排水ますと管の継手やコンクリートますの継目から侵入し、管を塞ぐほどに成長します。成長した根によって、トイレやお風呂の排水の流れが悪くなったり、汚水があふれ出すことがあります。

排水ますの点検は、マイナスドライバーがあれば可能です。定期的に排水設備の状況を確認することで、不測の事態を未然に防げます。管が詰まっていた場合は、「朝日町下水道排水設備指定工事店」へご相談ください。

給排水指定工事店一覧表 ↓

<http://www2.town.asahi.mie.jp/www/contents/1001000000093/index.html>

※修繕費用が発生する場合は、個人負担となります

§ 下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

試験日時 11月24日（木） 13時から

試験会場 津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター

申込受付期間 8月8日（月）～9月12日（月） ※当日消印有効

問い合わせ先 （公財）三重県下水道公社 総務課 下水道排水設備工事責任技術者資格認定業務担当

TEL：0598-53-2331 <http://www.mie-kousha.or.jp/>

問い合わせ先 上下水道課 TEL 377-3334

国民年金のお知らせ



【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、**※納付義務のある方**の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、朝日町役場町民環境課へご相談ください。

※納付義務のある方とは、被保険者本人、その配偶者及び世帯主のことをいいます。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から30歳未満から**50歳未満に拡大**されています。

令和4年度の免除等の受付は令和4年7月1日から開始され、令和4年7月分から令和5年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、町民環境課または年金事務所へご相談ください。

マイナンバーカード 臨時窓口のお知らせ

マイナンバーカードの臨時窓口を以下の日程で開設します。

交付通知書を受け取られた方で、平日役場開庁時間内にマイナンバーカードを受け取りに来られない方は、この機会をご利用ください。

また、町民環境課ではマイナンバーカードの交付申請に必要な顔写真を無料撮影し、交付申請書作成をサポートしています。平日役場に来庁できない方で、申請サポートをご希望の方もこの機会をご利用ください。



※マイナンバーカードの受け取り及び写真撮影は予約制です。必ず事前に電話予約をしてください。

と き

- 【休日臨時窓口】 日曜日：6月26日、7月24日
9時～12時及び13時～17時
(最終の受付は16時40分)
- 【夜間臨時窓口】 水曜日：6月22日、7月6日
17時30分～19時
(最終の受付は18時45分)

と ころ 朝日町役場 町民環境課

そ の 他

- 臨時窓口の日程は変更になる場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。
- 予約や予約の変更は、前日（前日が土日又は祝日の場合には直近の役場開庁日）までをお願いします。

予約先・問い合わせ先

町民環境課 TEL 377-5653

令和5年度

あさひ園入園申込みのお知らせ

あさひ園は、幼保一体化園として設立し、保育園児と幼稚園児を同一の施設で保育する就学前教育の施設です。

本園では、『令和5年度』の新入園児の申し込みの受付を令和4年7月から行います。

詳しくは、7月号の広報あさひ並びに朝日町ホームページでお知らせします。

1 受付

7月から随時受付を行います。

2 受付場所

あさひ園 事務所窓口
〒510-8102 三重郡朝日町大字小向2068番地1
TEL 377-5671

3 申し込み手続き

(1) 仮申込み

仮申し込みは、新規入園予定者数の把握と、入園申込書や提出書類等を案内するために「仮申込書」として申込みを行っていただくものです。

(2) 入園申込み

仮申込書の提出時に、「入園申込書」や手続きに必要なものをお渡しさせていただきます。

令和5年度の入園申込書の提出期限は、10月31日(月)です。

問い合わせ先

あさひ園 TEL 377-5671



朝日町議会定例会（一般質問）の録画放送のお知らせ

第2回朝日町議会定例会（6月議会）の一般質問の様子が下記日程で放送される予定です。

是非ご覧ください！

- ・6月14日(火) 19時～
- ・6月18日(土) 19時～(再放送)



放送チャンネルは、CCNet12(地デジ121ch)

※左記は予定です。変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

問い合わせ先 議会事務局 TEL 377-5656

防災・気象情報の配信を「朝日Sアラート」に一本化！



町民の皆様には防災情報並びに気象情報をお知らせするツールとして登録制メール「あさひメールマガジン」を運用してきましたが、3G回線の電波提供が順次終了していくことから、防災アプリ「朝日Sアラート」に一本化を図ります。スマートフォンをお持ちの方は是非、右記のQRコードからアプリのダウンロードをお願いします。

問い合わせ先 防災保全課 TEL 377-5610

【QRコード】



App Store



Google Play

◆北勢地域若者サポートステーション出張相談 in朝日

内容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対象：15～49歳で無職の方（ご家族・関係者・在学中でも可）

日時：6月22日(水) 10時～12時

場所：朝日町役場 1階町民相談室

問合せ・申込先：北勢地域若者サポートステーション TEL 359-7280

in朝日

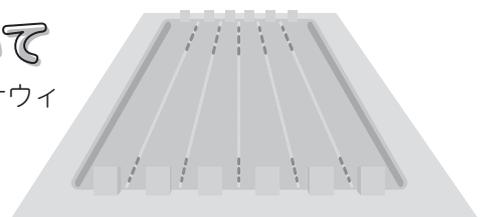
(無料・要予約)

町民プールの開放中止について

今年度の町民プールの開放につきましては、更衣室等での新型コロナウイルス感染防止対策が困難なため、中止とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますがご理解をお願いいたします。

問い合わせ先 生涯学習課 TEL 377-2513





朝日町の特産品を随時募集しています!

朝日町では平成30年度より町の特産品の認定を行っており、現在は特に締切を設けず随時募集しています。ご関心のある方はぜひご応募ください。

【朝日町の特産品とは?】

「特産品」とは、その土地で収穫された食材やその加工品、工芸品など、その土地ならではの品々のことを指します。朝日町は、これまでに9つの商品（シクラメン、減農薬米、タケノコ水煮、汐見、Asahiブレンド、原木しいたけ、ソレイユルヴァン白梅、紫陽花、生栗）を朝日町の特産品として認定しました。

【認定されることによるメリットは?】

- ☆朝日町の特産品として町がPRをサポートします。
- ☆特産品を取り扱う事業者として、イメージアップが期待されます。
- ☆ふるさと納税返礼品としての取扱いを検討します。
- ☆ブース設置等による販売・PRが可能な町内外のイベント等をご紹介します。
※紹介できるイベント等は年度によって異なります。



認定マーク

【申込について】

①対象事業者（以下のすべてに該当すること）

- ・町内に、本社、支社、営業所のいずれかを有する法人又は個人事業者。
- ・申請時に町税等の滞納がないこと。
- ・各種行事に出品でき、人材派遣が可能であること。
- ・生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。

※主な条件は上記の通りですが上記以外にも条件があります。詳細は申込書（HPよりダウンロード可）をご参照ください。

②対象商品（以下のいずれかに該当すること）

- ・町産の農産物等。
- ・町産の農産物等を1種類以上使用する町内事業所で製造された加工食品、または、工芸品。
- ・町産の農産物等は使用していないが、町内の事業所で製造された加工食品、または、工芸品であり、朝日町の魅力を発信できる名称を使用する、或いは、朝日町の観光資源をPRする目的で生産する等、朝日町の観光や地域産業の振興に資する商品。
- ・町産の農産物等を使用していないが、既に長年に亘り町内の事業所で製造されており、消費者等に相当程度認識されている加工食品、または、工芸品であり、朝日町の観光や地域産業の振興に資する商品。

③申込方法

申込書（HPよりダウンロード可）に必要事項を記入し、必要書類添付の上、ご提出下さい。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658





生活カレンダー

各施設等のマーク
 保健福祉センター
 ごみ出しの日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						11
12	13 粗大(小向・埋縄)	14 一般	15 すくすく相談	16 埋立 のびのび相談	17 一般 育児相談	18
19	20 無料法律相談	21 一般 アフターピクス教室	22 再生(新聞紙等) 乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診	23 埋立 のびのび相談 乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診	24 一般 すくすく相談 離乳食教室(後期)	25
26	27	28 一般 乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診	29 成人基本健康診査 胃がん、大腸がん検診	30 埋立 のびのび相談 胃がん、大腸がん検診	1 (7月) 一般	2 パパママ教室
3	4	5 一般 乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診	6 再生(雑誌等) すくすく相談	7 埋立 3歳半健診 のびのび相談	8 一般 すくすく相談	9

ごみ出しの日

一般ごみ
火・金
再生ごみ
22(新聞紙等) 7/6(雑誌等)
埋立ごみ
木
粗大ごみ
13(小向・埋縄)

*13日は小向・埋縄地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。

健康事業内容

名称	日	時間	備考
育児相談	17	9:30~11:00 13:00~14:00	内容：身体計測、保健相談、栄養相談(要予約) 持ち物：母子健康手帳 対象：生後2ヶ月~6ヶ月の産婦とその赤ちゃん(要予約 先着12組)
アフターピクス	21	10:00~11:30	内容：ダンスインストラクターによる産後エクササイズ教室 持ち物：汗拭きタオル、バスタオル、飲み物、室内用の運動靴 月齢6ヶ月以上の子どもの託児あり(定員先着3名) 対象：9~10ヶ月児(要予約)
離乳食教室(後期)	24	10:00~11:30	内容：管理栄養士による後期・完了期の離乳食の講話と調理実習 持ち物：エプロン・三角巾・おんぶ紐(必ずお持ちください)
すくすく相談	15 24 7/6 7/8	予約時にご案内	内容：「ことばがゆっくり」「どもの時がある」「発音が気になる」など言語聴覚士による言葉の発達に関する相談(要予約)
のびのび相談	16 23 30 7/7	予約時にご案内	内容：「落ち着かない」「発達がゆっくりかも」「集団生活になじめない」など臨床心理士による子どもの発達に関する相談(要予約)
精神福祉相談	随時		内容：相談支援センターの相談員が相談を受けます ソシオ Tel (345-9016) / HANA Tel (320-2761)
障がい者の就職相談	随時		内容：四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます Tel (354-2550)
知的障がい福祉相談	随時		内容：相談支援事務所が相談を受けます 陽だまり Tel (328-5881) / ブルーム Tel (329-5657)
女性の悩み相談	随時		内容：北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます Tel (352-0557)
児童福祉相談	随時		内容：北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます Tel (347-2030)

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、中止することがあります。朝日町ホームページにて、ご確認ください。
 ※お申し込みは、子育て健康課 (TEL 377-5652) 保健師・管理栄養士まで

無料法律相談 ※予約制です。
 (6/20月)
 毎回、保健福祉センター2階研修室
 13時30分~15時30分まで
 社会福祉協議会 TEL 377-2941

リサイクル運動
 (毎月第3水曜日(祝日、雨天の場合は翌日))
収集場所 保健福祉センター駐車場 (9時~13時まで)
出張場所 柿公民館 (10時~10時30分まで)

広報無線がきこえにくいときは…
0120-251165 (通話無料フリーアクセス)
 ※最新の放送のみ聞くことができます。

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよくご確認の上、お間違いのないようおかけください。

朝日町食生活改善推進協議会
クッキングプラザ

トマトスープ

セロリは、茎が長太くて厚みがあり、筋の凹凸がはっきりしているものがおすすめです。

材料(4人分)

トマト	120g	トマトジュース	200ml
セロリ	60g	塩	1g
固形ブイオン	1個	こしょう	少々
水	400ml		

作り方

- ①トマトは1cm角に切る。そこに①の野菜を入れ柔らかくなるまで煮る。
- ②セロリの葉は、みじん切りにする。
- ③鍋に分量の水と固形ブイオンを入れ、火にかけて溶かす。
- ④野菜が柔らかくなったら、トマトジュースと塩、こしょう、セロリの葉を入れひと煮立ちさせる。

1人分の栄養価

エネルギー	たんぱく質	脂質	塩分
36kcal	1.9g	1.4g	1.0g